

児童虐待対応マニュアル

～学校版～

「通告」「相談」は、「支援」の始まりです。



児童虐待の通告は、**義務**とされています。

また、その確証がなくとも、**虐待が疑われる状況**をもって通告でき、その内容について責任を問われることはありません。

令和2年1月

都城市教育委員会

- 本学校版は、都城市要保護児童対策地域協議会が作成した「都城市児童虐待防止マニュアル【学校編】」をもとに、ポイントをまとめたものです。
- 全職員に配付していただき、御活用をお願いいたします。

1 児童虐待の定義と発見のためのチェックリスト

児童虐待は、以下の4つに分類されます。これらは単独ではなく、重複して現れることもあります。
※この場合の「児童」とは、児童福祉法に定義されている「満18歳に満たない者」を意味します。

4つの虐待に共通する発見のためのチェックリスト

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 欠席や遅刻が増える | <input type="checkbox"/> 教職員に強く依存する |
| <input type="checkbox"/> 表情に不安な様子が見られる | <input type="checkbox"/> 家に帰りたがらない |
| <input type="checkbox"/> 表情や言動に急激な変化が見られる | <input type="checkbox"/> 家庭のことに触れたがらない |
| <input type="checkbox"/> 周囲との接触を拒み、孤立する | <input type="checkbox"/> 保護者が子どもに対して威圧的に接する 等 |

身体的虐待

- 殴る、けるなどの暴力をふるう
- やけどを負わせる
- 室内に拘束する 等

チェックリスト

- 不自然な傷・あざが見られる
- 衣服等で隠れた部位に傷・あざが見つかる
- たばこや熱湯によるやけどが見られる
- けが等の理由の説明が不自然である
- 子どもと保護者の説明が矛盾する 等

性的虐待

- 性的行為を強要する
- わいせつ画像の被写体にする
- わいせつ画像を見せる 等

チェックリスト

- 身体接触を異常に怖がる
- 着替える時に不安な様子が見られる
- 性的事象への異常な関心または嫌悪を示す 等

心理的虐待

- 言葉で脅迫する
- 無視したり差別的に扱ったりする
- 頻繁に家庭内暴力を行う
- 子どもの前でDV等を行う 等

チェックリスト

- 極端な体重の増減が見られる
- 自傷行為が見られる
- 攻撃的な言動が見られる
- 大人に対して妙にへりくだっている 等

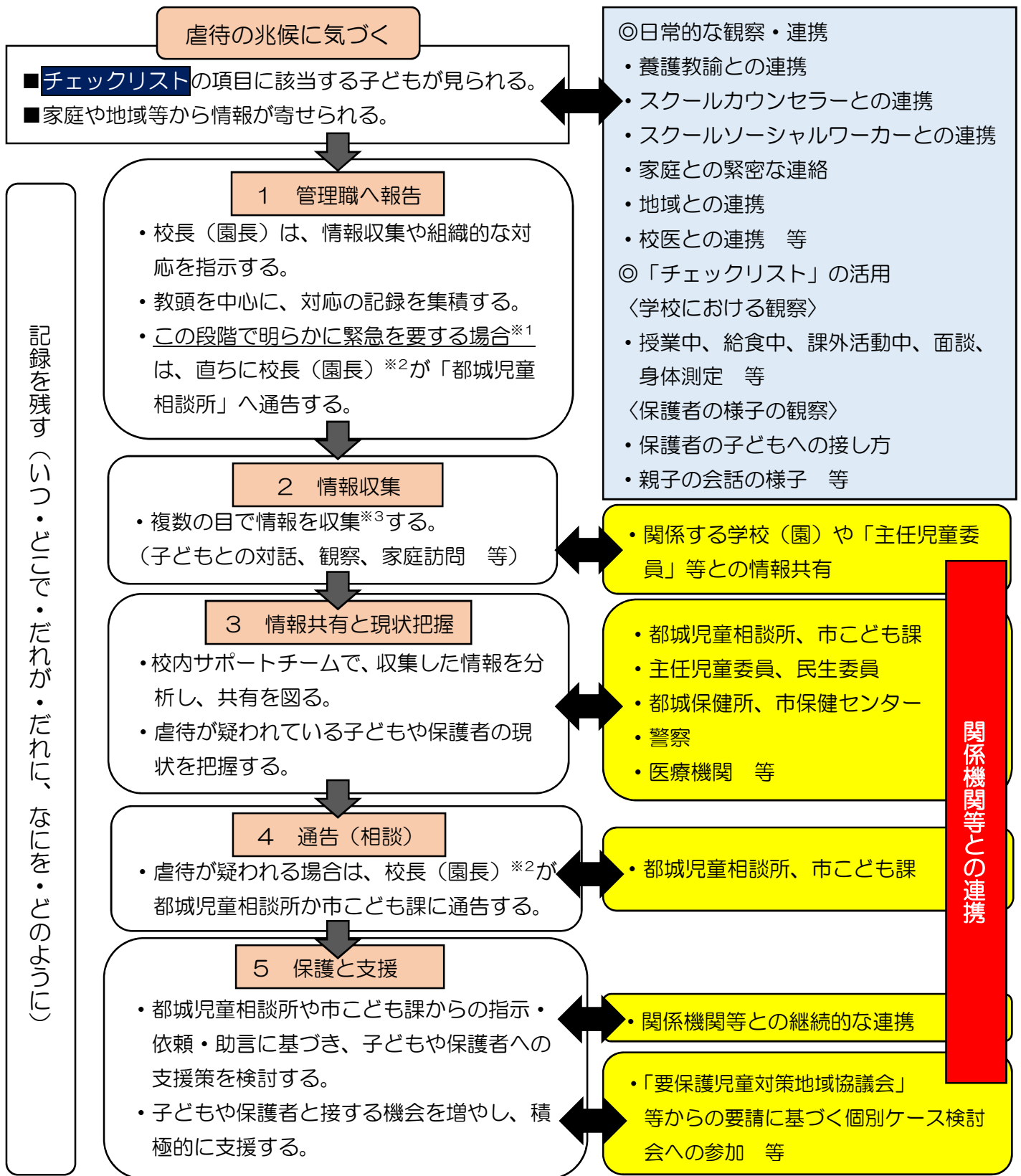
ネグレクト

- 食事を与えない
- 着替えや入浴をさせない
- 病気なのに受診させない 等

チェックリスト

- 体や衣服が不潔な状態である
- 給食等に対して異常に執着する
- 子どもに対して無関心である
- 家の中が極端に不衛生である
- 医師に受診させない
- 学校に登校させない 等

2 対応のポイント



※1 子どもを家に帰すことが危険な状況（子どもと保護者を分離する必要があると思われる状況）

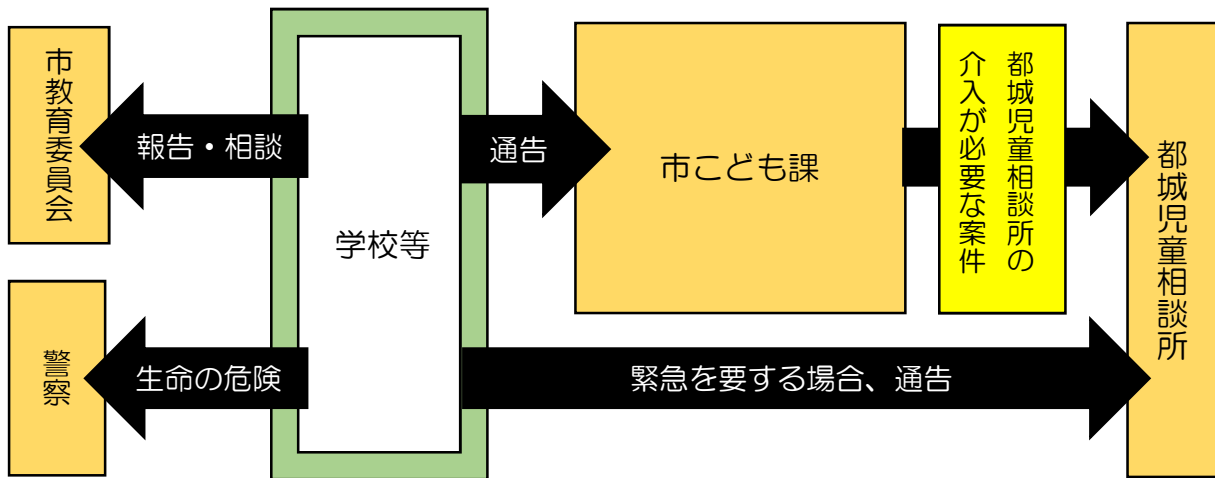
①性的虐待の疑い、②保護者の説明とやけどの形状が一致しない等、受傷経緯に疑いがもたれるやけど、③特に幼い児童への顔面の傷・あざ、④度重なる暴力が疑われる傷・あざ、⑤保護者の暴力などにより子どもが帰宅を恐れている場合、⑥その他子どもを帰宅させることにより生命の危険が危ぶまれる場合 等

※2 校長（園長）不在の場合でも、遅滞なく通告できるような体制を整えておくことが大切です。

※3 子どもから聞き取りを行う際には、誘導的な質問にならないよう注意が必要です。また、身体的虐待の場合は、受傷状況の写真を撮影しておくことが大切です。

3 基本的な通告（連絡）ルート

- ◎市こども課や都城児童相談所へ通告する場合は、できるだけ午前中（遅くとも当該幼児児童生徒を帰宅させる前）に連絡してください。
- ◎緊急を要する場合は直ちに都城児童相談所へ通告してください。



- 児童相談所全国共通ダイヤル 189（いちはやく）
 ※24時間対応。無料。児童相談所につながります
- 市こども課 23-2684
- 都城児童相談所 22-4294
- 市教育委員会学校教育課 23-2186

○児童福祉法第25条

「要保護児童を発見した者はこれを通告しなければならない」

○児童虐待防止法第6条

「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに通告しなければならない」

○児童虐待防止法第7条

「通告をした人を特定しうる氏名、住所等を漏らすことをしてはならない」

子どもを虐待から守る5か条

- ①「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告）・・・通告は義務
- ②「しつけのつもり」は言い訳・・・子どもの立場で判断
- ③ひとりで抱え込まない・・・あなたのできることから即実行
- ④親の立場より子どもの立場・・・こどもの命が最優先
- ⑤虐待はあなたの周りでも起こりうる・・・特別なことではない